

なだびときっさ委員会規約

(規約の制定)

第1条 この規約は、なだびときっさ設置要綱に基づき、運営主体であるなだびときっさ委員会について定める。

(名称)

第2条 会の名称はなだびときっさ委員会（以下「本会」という）と称する。

(事業)

第3条 本会は、なだびときっさ設置要綱に基づく事業を実施する。

(所在地)

第4条 本会の所在地は、なだ障害者相談支援センター（神戸市灘区岩屋北町 6-1-4）に置く。

(会員)

第5条 本会の会員は、協賛金を支払った事業所及び個人とする。会員は、本会に出席し、意見を述べ、議案について採決する権利を有する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 会計
- (4) 監事

2 役員は、会員の互選とし、任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

(会議)

第7条 本会の運営に関する会議は、会員で構成し、必要の都度開催し、審議する。

(協賛金及び賛助会費)

第8条 本会の協賛金は、年額 10,000 円とする。ただし、新たに参加した事業所は、初年度 5,000 円とし、2年目以降 10,000 円とする。

2 本会の賛助会費は、年額 5,000 円とする。

(事業年度)

第9条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。ただし当初年度は発足月の翌月からとする。

(会計の報告)

第10条 本会は、会計年度終了後、会計報告を行い、監査を受けるものとする。

(規約の施行)

第11条 この規約は、2019年5月29日から施行するものとし、施行をもって本会の設立とする。

附則 2024年10月15日一部改正

附則 2025年6月17日一部改正